

目次

序 説

一 無体財産権に関する法概念はどのようにして発生したか……………一

1 近代法における所有権の観念……………一

2 発明、考案又は営業の得意に対する法的観念の発生……………三

3 現行法は無体財産権をどのように取扱っているか……………七

二 工業所有権法とはどのような法か……………九

1 まえがき……………九

2 工業所有権法の意義……………二

三 技術革新と特許制度について……………六

1 まえがき……………六

2 特許保護の目的……………八

3 特許保護の対象……………二

4 むすび……………五

第一編 特許法

第一章 発明の観念 七

一 発明とはなにか 七

1 発明とは先ず創作された思想であつて、技術的のものでなければならぬ 七

2 次に創作された技術的思想は自然法則を利用したものでなければならぬ 三

3 創作された技術的思想は高度のものでなければならぬ 三

二 特許法上の発明の種類 四

1 物の発明と方法の発明 四

2 基本発明と改良発明 六

3 独立発明と従属発明 七

4 結合発明 七

5 単純発明と複雑発明 七

6 特定発明 七

三 発明を構成するものと発明を構成するに至らないものとの差異はどこにあるか 八

1 どのようなものが考案たるの価値があるか 八

2 考案の価値はどのようにして形成されるか 八

3 どのような考案が高度のものといえるか 九

4 発明者はその発明の実施の結果について認識があることを要するか 九

四 発明者はその発明の実施の結果について認識があることを要するか 九

第二章 特許はどんな発明に対して与えられるか(特許の積極的要件)……………五

一 産業上利用できる発明でなければならない……………五

二 新規性のある発明に対して与えられる……………五

1 特許を受けることができる発明は、第二には従来知られた技術の状態と異なるものでなければならぬ……………五

2 発明の新規性判定の時期はいつか……………七

3 発明者自身の行為によって新規性が失われる……………七

三 進歩性のある発明に対して与えられる……………七

第三章 法律上特許を受けることができない発明はなにか

(特許の消極的要件)……………八

一 飲食物又は嗜好物の発明については特許を受けられない……………八

二 医薬又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明に

ついては特許を受けられない……………八

三 化学方法により製造される物質の発明については特許は受けられない……………八

四 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明は特許されない……………八

五 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明は

特許されない……………八

第四章 発明をした者はどのような権利を取得するか	七
一 発明をした者は特許を受ける権利を取得する	七
二 追加の特許を受けることができる発明とはなにか	九
三 従業者が職務発明をした場合特許を受ける権利は何人に属するか	三
四 特許を受ける権利は移転することができる	六
五 特許を受ける権利は担保として提供することができるか	一〇
六 特許を受ける権利に対して強制執行をすることができるか	一〇
第五章 特許権とはどんな権利か	一三
一 特許権は特許査定に基づく設定の登録によって発生する	一三
二 特許権はどんな種類に分類されるか	一三
1 物の特許権と方法の特許権	一四
2 独立特許権と従属特許権	一四
3 原特許権と追加の特許権	一四
三 特許権はどのような権利か	一五
四 特許権はどのような効力を有するか	一五
五 特許権の技術的範囲はどのようにして決定されるか	一八
第六章 特許権の効力に対してはどんな制限があるか	二三
一 特許権の効力に対する制限とはなにをいうのか	二三

二	公益的理由に基づく制限……………	二三
1	特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない……………	二三
2	単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物には特許権の効力は及ばない……………	二三
3	特許出願の時から日本国内にある物には特許権の効力は及ばない……………	二三
三	他人の特許発明等に基づく制限……………	二四
1	他人の特許権との従属関係……………	二四
2	他人の實用新案権との従属関係……………	二五
3	他人の意匠権との従属関係……………	二五
四	先使用に基づく通常実施権による制限……………	二六
1	先使用権の要件……………	二六
2	先使用権の性質……………	二九
3	先使用権の内容……………	三〇
五	無効の審判の請求の登録前の実施についての通常実施権による制限……………	三三
六	意匠権の存続期間満了後の通常実施権による制限……………	三三
七	裁定による通常実施権に基づく制限……………	三五
1	不実施の場合の通常実施権設定の裁定……………	三五
2	自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定……………	三九
3	公共の利益のための通常実施権の設定の裁定……………	三三
八	再審により回復した特許権の効力の制限……………	三三

第七章 特許権の侵害とはなにをいうのか……………三三

一 発明の同一性とはなにをいうのか……………三三

1 発明の範疇の同一性……………三六

2 解決すべき技術問題の同一性(目的の同一性)……………三九

3 技術問題の解決方法の同一性(構成の同一性)……………四〇

4 発明の等価性(均等性)……………四四

二 他人の特許発明を違法に実施するとはどのような場合をいうのか……………四四

三 特許権者は特許権の侵害に対してどんな権利を有するか……………四四

1 侵害行為差止請求権……………四四

2 損害賠償その他の請求権……………四五

3 その他の請求権……………四六

四 特許権者より不当に侵害行為であるとされ自己の業務を妨害される

おそれがある場合はどうしたらよいか……………四六

第八章 特許権の存続期間は何年か……………一七〇

第九章 特許権にはどんな義務が伴うか……………一七三

一 特許料納付の義務がある……………一七三

二 特許発明を適当に実施する義務がある……………一七九

三 特許の表示をせねばならない……………一七九

第十章	特許権はどのようにして移転されるか	一八
一	相続その他の一般承継	一八
二	譲渡	一三
三	質権の実行	一四
四	強制執行	一七
五	信託	一八
第十一章	他人の特許発明を実施することができる場合はどんな場合か	一九
一	特許権者の許諾による場合	一九
1	専用実施権	一九
2	通常実施権	一三
二	裁定による場合がある	一九
三	法律の規定による場合がある	一九
第十二章	実施料の算定はどのようにしてするか	二〇
一	実施料算定の基本的な考え方	二〇
1	純利益三分方式	二〇
2	特許価格標準方式	二〇
二	実施料の算定	二〇

第十三章 特許発明の明細書又は図面は後に至って訂正できるか	二五五
一 訂正を求めることができる場合	二五五
1 特許請求の範囲の減縮	二五六
2 誤記の訂正	二五七
3 明瞭でない記載の釈明	二五七
二 その手続	二五七
第十四章 特許はどんな理由があるとき無効とされるか	二六〇
一 特許の無効とはなにか	二六〇
二 特許が無効とされる理由はなにか	二六一
1 無効理由の第一	二六一
2 無効理由の第二	二六二
3 無効理由の第三	二六三
4 無効理由の第四	二六四
5 無効理由の第五	二六四
三 無効審判を請求し得る者は何人か	二六五
四 無効審判請求についての除斥期間とはなにか	二六六
五 特許が無効とされたときはどんな効果を生ずるか	二六八
第十五章 特許権はどんな場合に失効するか	二七〇
一 特許料不納の場合	二七〇

二 独禁法違反による取消の場合	三〇
三 特許権の放棄による場合	三四
四 特許権の相続人がない場合	三五
第十六章 特許出願はどのようにしてするか	三六
一 先ず願書を提出しなければならない	三六
二 出願によってどんな効果が発生するか	三九
1 特許出願の効果と手続補正	三九
2 出願当事者能力と出願手続能力	四〇
3 出願手続における代理	四六
三 出願を分割し又は変更することができるか	四二
1 特許出願の分割	四二
2 出願の変更	四三
第十七章 審査手続はどのように進行されるか	四五
一 審査の範囲はなにか	四五
二 出願を拒絶すべきものと認めるときはどうするか	四六
三 出願拒絶の理由を発見しないときはどうするか	四六
1 出願公告と仮保護	四六
2 特許異議	四九
3 特許査定	五一

4 特許登録と特許証の交付	三五
四 特許請求範囲の多項制とはなにか	三五
第十八章 審判とはなにか	三六
一 審判にはどんな種類があるか	三六
1 無効審判	三六
2 訂正の審判	三六
3 訂正の無効の審判	三六
4 補正の却下の決定に対する審判	三六
5 拒絶査定に対する審判	三六
二 審判手続はどのように進行するか	三六
1 審判請求は何人がすることができるか	三六
2 何人をもって審判請求の相手方とするか	三六
3 審判請求の除斥期間とはなにか	三六
4 審判の請求はどうしてするか	三六
5 審理はどのように進行するか	三七
6 審決とはなにか	三七
第十九章 特許庁がした処分又は審決に不服あるときはどうすればよいか	三七
一 行政不服審査法による救済	三七

二 訴 訟 二六九

第二十章 特許犯罪 二六二

一 特許権侵害罪 二六三

二 特許詐獲罪 二六四

三 虚偽表示罪 二六五

第二十一章 旧法による特許権、制限付移転の特許権、実施権その他

係属中の手続の効力はどうなるか 二六八

1 特許権 二六八

2 制限付移転の特許権 二六九

3 実施権 二七〇

4 特許出願の日前の出願に係る他人の实用新案権と抵触する特許権 二七三

5 特許権と抵触する实用新案権の存続期間の満了により消滅した場合の
実施権 二七三

6 存続期間 二七四

7 質 権 二七四

8 係属中の手続 二七五

9 正当権利者の特許出願 二七六

10 特許を受ける権利の承継 二七六

11 特許権の移転等 二七七

12 職務発明 二七七

13	無効審判	二七
14	特許料	二六
15	特許補償等審査会	二六
16	補償金	二九
17	処分	二九
18	罰則の適用	二九

第二編 実用新案法

第一章 実用新案の觀念

一	実用新案法の保護の対象	三〇
二	実用新案とはなにか	三〇
1	実用新案は考案である	三〇
2	実用新案は物品に関するものである	三〇
3	実用新案は、物品の形状、構造又は組合せに係るものでなければならない	三〇
三	実用新案と意匠との差異はどこにあるか	三〇
四	実用新案の同一性はどのようにして判断されるべきであるか	三〇
第二章	登録はどんな実用新案に対して与えられるか	三三
第三章	法律上登録を受けることのできない実用新案はなにか	三三

第四章	實用新案の考案をした者はどんな権利を取得するか	三四
第五章	實用新案権とはどのような権利か	三五
	1 實用新案権はこれを設定する登録処分によって発生する	三五
	2 實用新案権はどのような効力を有するか	三五
	3 實用新案権の技術的範囲はどのようにして決定されるか	三六
	4 實用新案権の侵害とはなにをいうのか	三六
	5 實用新案権の侵害に対してはどんな救済手段があるか	三六
第六章	實用新案権の存続期間は何年か	三七
第七章	實用新案権にはどんな義務が伴うか	三八
	1 登録料納付の義務がある	三八
	2 實用新案を適当に実施する義務がある	三九
	3 登録表示の義務がある	三九
第八章	實用新案権はどのようにして移転されるか	三〇
第九章	他人の登録實用新案を実施することができる場合はどんな場合か	三二
第十章	登録實用新案の明細書又は図面を後に至って訂正することができるか	三三
第十一章	實用新案登録はどんな理由があるとき無効とされるか	三三

第十二章 实用新案権はどんな場合に失効するか……………三二四

第十三章 实用新案登録出願はどのようにしてするか……………三五

1 先ず願書を提出しなければならぬ……………三五

2 出願によってどんな効果が発生するか……………三五

3 出願を分割し又は変更することができるか……………三五

第十四章 審査手続はどのように進行されるか……………三六

第十五章 審判とはなにか……………三九

第十六章 特許庁がした処分又は審決に不服があるときはどうすればよいか……………四〇

第十七章 登録实用新案に関してどんな罰則があるか……………四二

1 实用新案権侵害罪……………四二

2 登録詐獲罪……………四二

3 虚偽表示罪……………四二

第十八章 旧法による实用新案権、制限付移転の实用新案権、実施権
その他係属中の手続の効力はどうなるか……………四三

第三編 意匠法

第一章 意匠の観念……………三七

一	意匠とはなにか	三三七
1	意匠は物品に表わされたものである	三三七
2	意匠は物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合からなる審美的なものである	三三〇
二	意匠が同一であるか類似であるかはなにを標準として決定するか	三三三
第二章	意匠の登録要件はなにか(積極的要件)	三四四
1	工業上利用することができる意匠でなければならぬ	三四六
2	新規性ある意匠でなければならぬ	三四六
3	創作された意匠でなければならぬ	三四八
4	意匠は進歩性のあるものでなければならぬ	三五一
第三章	意匠はどのような限界をもつか	三五三
1	実用新案との限界	三五三
2	商標との限界	三六一
3	美術的著作物との限界	三六四
4	インダストリアルデザイン	三六五
第四章	法律上登録を受けることのできない意匠	三六九
1	公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠は登録されない	三六九
2	他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠は登録されない	三六九
第五章	意匠の創作をした者はどんな権利を取得するか	三七〇

第六章 意匠権とはどんな権利か……………三七一

1 意匠権はいかにして発生するか……………三七一

2 意匠権はどのような効力を有するか……………三七二

3 登録意匠権の範囲はどのようにして決定されるか……………三七三

4 意匠権の侵害とはなにをいうのか……………三七三

5 意匠権の侵害に対してどんな救済手段があるか……………三七三

第七章 意匠の存続期間は何年か……………三七四

第八章 意匠権にはどんな義務が伴うか……………三七五

1 登録料納付の義務がある……………三七五

2 意匠登録表示をせねばならない……………三七五

第九章 意匠権はどのようにして移転されるか……………三七九

第十章 他人の登録意匠を実施することができる場合はどんな場合か……………三七九

1 意匠権者の許諾による場合……………三七九

2 裁定による場合がある……………三六〇

3 法律の規定による場合がある……………三六〇

第十一章 意匠登録はどんな理由があるとき無効とされるか……………三六三

第十二章 意匠権はどんな場合に失効となるか……………三六四

第十三章 意匠登録出願はどのようにしてするか……………三六五

1	まず願書を提出せねばならない	三九五
2	出願によってどのような効果が発生するか	三九八
3	出願を分割し又は変更することができるか	三九八
第十四章 審査手続はどのようにして進行されるか		
第十五章 審判とはなにか		
第十六章 特許庁がした処分又は審決に不服があるときはどうすればよいか		
第十七章 登録意匠に関してどんな罰則があるか		
1	意匠権侵害罪	三九三
2	意匠登録詐獲罪	三九三
3	虚偽表示罪	三九三
第十八章 旧法による意匠権、制限付移転の意匠権、実施権その他係属中の手続の効力はどうか		
1	意匠権	三九五
2	制限付移転の意匠権	三九六
3	実施権	三九六
4	存続期間	三九六
5	質権	三九七

6	係属中の手続	三九七
7	正当権利者の意匠登録出願	三九七
8	意匠登録を受ける権利の承継	三九七
9	意匠権の移転等	三九七
10	職務創作	三九八
11	無効審判	三九八
12	登録料	三九八
13	補償金	三九九
14	処分	三九九
15	罰則の適用	三九九

第四編 商標法

まえがき—商標を理解するために……………四〇一

第一章 商標の観念……………四〇六

一 商標とはなにか……………四〇六

二 商標が同一又は類似であるか否かはなにを標準として決定するか……………四〇三

1 商標の同一又は類似……………四〇三

2 商品の同一又は類似……………四〇〇

第二章 どのような商標が登録されるか……………四〇三

一 自己の業務に係る商品について使用する商標でなければならない…………… 四三三

二 商標は特別顯著なものでなければならぬ…………… 四三四

1 商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標…………… 四三五

2 商品について慣用されている商標…………… 四三九

3 商品の産地、販売地、品質、現在量、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標…………… 四四一

4 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標…………… 四四三

5 きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標…………… 四四四

6 前五号に掲げたもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であるかを認識することができない商標…………… 四四五

第三章 法律上登録を受けることができない商標はなにか…………… 四四六

1 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標…………… 四四八

2 パリ条約の同盟国の国の紋章その他の記章であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標…………… 四四八

3 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標…………… 四四九

4 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標…………… 四四九

5 日本国若しくは、パリ条約の同盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用…………… 四四九

- 又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの…………… 四三〇
- 6 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標…………… 四三〇
- 7 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標…………… 四三一
- 8 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標…………… 四三二
- 9 政府若しくは地方公共団体若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標…………… 四三三
- 10 他人の業務にかかる商品を表示するものとして、需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品について使用するもの…………… 四三五
- 11 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る第六条第一項の規定により指定した商品又はこれに類似する商品について使用するもの…………… 四三六
- 12 他人の登録防護標章と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの…………… 四三六
- 13 商標権が消滅した日から一年を経過していない他人の商標又はこれに類似

する商標であつて、その商標権にかかる指定商品又はこれに類似する商品について使用するもの。ただし、第五一条第一項の規定による登録取消の場合には審決確定の日から五年……………	四六〇
14 農産種苗法第七條第一項の規定による登録を受けた名称と同一又は類似の商標であつて、その種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの……………	四六三
15 他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれある商標……………	四六三
16 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標……………	四六四

第四章 商標登録出願をすることによりどんな権利を取得するか…………… 四六六

一 商標登録出願により生じた権利を取得する……………	四六六
一 連合商標の登録を受けることができる……………	四六九
二 防護標章の登録を受けることができる……………	四七一
1 まえがき(防護標章登録制度を新設した理由)……………	四七二
2 防護標章登録の要件……………	四七五
3 防護標章登録出願の変更……………	四八〇
4 防護標章登録に基づく権利の附随性……………	四八一
四 商標登録出願により生じた権利は移転できるか……………	四八三

第五章 商標権とはどんな権利か…………… 四八四

一 商標権はいかにして発生するか……………	四八四
一 商標権はその指定商品について商標を専用する権利である……………	四八五

三	商標権はどんな範囲に及ぶ権利であるか	四八七
四	登録商標の範囲はどのようにして判断されるか	四九三
五	商標権の効力に対してどのような制限があるか	四九四
1	契約による制限	四九四
2	他人の意匠権、著作権との関係による制限	四九七
3	法律の規定により認められた使用権による制限	四九八
	第六章 商標権の侵害とはなにをいうのか	五〇三
一	まえがき	五〇三
二	商標権の商標保護の対象はなにか	五〇五
三	商標法上侵害となる行為はなにか	五二六
四	商標権者は商標権の侵害に対してどんな権利を有するか	五三〇
	第七章 商標権の存続期間は何年か	五三三
1	商標権の存続期間は十年である	五三三
2	商標権の存続期間は更新することができるか	五三三
	第八章 商標権にはどんな義務が伴うか	五三六
1	登録料納付の義務がある	五三六
2	商標使用の義務があるか	五三七
3	商標登録表示の義務があるか	五三七

第九章 商標権の移転にはどんな種類があるか…………… 五九

1 相続その他の一般承継…………… 五九

2 譲 渡…………… 五九

3 質権の実行…………… 五九

4 強制執行及び信託…………… 五九

第十章 商標権はどんな場合に消滅するか…………… 五九

1 存続期間の満了によって消滅する…………… 五九

2 商標権の放棄によって消滅する…………… 五九

3 商標権は相続人がない場合に消滅する…………… 五九

4 商標権は登録の取消によって消滅する…………… 五九

第十一章 商標はどんな場合にその登録を無効とされるか…………… 五九

1 商標登録の無効とはなにか…………… 五九

2 商標登録を無効とされる理由はなにか…………… 五九

3 商標登録が無効とされた場合はどんな法律効果を生ずるか…………… 五九

第十二章 商標登録出願はどのようにしてするか…………… 五九

1 先ず願書を提出せねばならない…………… 五九

2 出願によりどんな効力が発生するか…………… 五九

3 出願を分割又は変更できるか…………… 五九

4 同一又は類似の商標の出願が競合したときは最先の出願者に限り登録される…………… 五九

第十三章 審査手続はどのように進行されるか…………… 五九

第十四章 審判とはなにか…………… 五三

1 審判にはどんな種類があるか…………… 五三

2 審判手続はどのようにして進行するか…………… 五三

第十五章 特許庁がした処分又は審判に不服があるときはどうすればよいか…………… 五三

よいか…………… 五三

第十六章 商標に關してどんな罰則があるか…………… 五三

1 商標権侵害罪…………… 五三

2 登録詐獲罪…………… 五三

3 虚偽表示の罪…………… 五三

第十七章 旧法による商標権その他係属中の手続の効力はどうなるか…………… 五七

1 商標権…………… 五七

2 標章の使用をする権利…………… 五七

3 存続期間…………… 五七

4 係属中の手続…………… 五七

5 商標登録出願により生じた権利等の承継…………… 五七

6 商標権の移転…………… 五七

7 無効審判…………… 五七

8 登録料…………… 五七

9 団体標章の使用者…………… 五七

10 旧法によりした処分、手続その他の行為の効力…………… 五三

11 罰則の適用…………… 五三

付　　パリ条約条解

第一章　パリ条約の沿革……………	五七
一　外国人の工業所有権保護の沿革……………	五七
二　パリ条約の沿革……………	五八
一　まえがき……………	五八
二　パリ会議……………	五〇
三　ブラッセル会議……………	五〇
四　ワシントン会議……………	五三
五　ヘーグ会議……………	五三
六　ロンドン会議……………	五六
七　リスボン会議……………	五六
三　第二次世界大戦後の措置……………	五八
一　連合国人工業所有権に関する戦後措置……………	五九
二　ドイツ人工業所有権に関する戦後措置……………	六一
四　戦後措置協定……………	六二
第二章　パリ条約の基本とする一般原則……………	六四
第三章　逐条解説……………	六八

第一条	同盟の組織・保護の対象	一五八
第二条	同盟国民の権利能力	一五三
第三条	準同盟国民	一五八
第四条	優先権	一六一
第四条の二	各国における特許の独立	一三七
第四条の三	発明者掲載権	一三〇
第四条の四	禁制品に係る発明の保護	一三一
第五条	不実施・不使用に対する制裁、特許・登録表示	一三三
第五条の二	料金支払いの猶予期間	一四六
第五条の三	特許権侵害とならない場合	一四八
第五条の四	方法特許の効力範囲	一四九
第五条の五	意匠の保護	一五二
第六条	商標の登録出願及び登録の条件、各国商標の独立	一五三
第六条の二	周知標章の保護	一五五
第六条の三	国の紋章等の保護	一六〇
第六条の四	商標権の移転	一六七
第六条の五	外国登録商標	一七一
第六条の六	サービス・マーク	一六〇
第六条の七	代理人等の名による商標登録の規制	一六二
第七条	商標の商品の自由	一六七
第七条の二	団体標章	一六九
第八条	商号の保護	一六九

第九条	商標・商号の不法附着の取締	六四
第十条	原産地等虚偽表示の取締	六九七
第十条の二	不正競争行為の禁止	七〇〇
第十条の三	不正行為に對する法律上の救済	七〇三
第十一条	博覽会出品物の保護	七〇四
第十二条	特別の部局、中央資料館の設置等	七〇六
第十三条	工業所有權保護國際事務局	七〇七
第十四条	改正會議、代表者會議	七〇九
第十五条	特別の取極	七一
第十六条	條約への加入・條約公開の原則	七三
第十六条の二	植民地等に對する條約の適用	七四
第十七条	條約の適用の確保	七四
第十七条の二	條約の廢棄	七六
第十八条	批准	七六
第十九条	署名、寄託、謄本の交付	七七

第四章 パリ條約の一部改正と「國際知的所有權機構」の設置について

1	パリ條約の一部改正	七九
2	國際知的所有權機構	七〇
資料		
1	パリ條約加入国一覽表	七三
2	マドリッド協定	七四

目次

3	マドリッド協定参加国一覧表	七七
4	パリ条約英訳正文	七三
	条文索引	卷末
	事項索引	卷末

